

2019 年度
新潟薬科大学外部評価報告書

2019 年 12 月

新潟薬科大学外部評価委員会

目 次

○ 外部評価実施のプロセス	1
○ 本文の構成について	2
○ 外部評価委員会委員名簿	2
○ 概評	
基準 1 理念・目的	3
基準 2 内部質保証	5
基準 3 教育研究組織	7
基準 4 教育課程・学習成果	8
基準 5 学生の受け入れ	11
基準 6 教員・教員組織	13
基準 7 学生支援	15
基準 8 教育研究等環境	17
基準 9 社会連携・社会貢献	19
基準 10-1 大学運営	21
基準 10-2 財務	24

本報告書は、「2018年度新潟薬科大学自己点検・評価報告書」（以下、「自己点検・評価報告書」）を基に、新潟薬科大学外部評価委員会が新潟薬科大学の教育研究等の取組みについて書面による評価を実施し、その結果をまとめたものである。

外部評価実施のプロセス

2019年10月1日～	「2018年度新潟薬科大学自己点検・評価報告書」及び自己点検・評価根拠資料を基に、一次評価委員3名による書面審査開始。
～2019年10月21日	一次評価委員から委員長に評価シート提出。
～2019年11月18日	一次評価委員から提出された評価シートに基づき、委員長により「外部評価報告書（原案）」作成。
～2019年11月28日	外部評価委員6名から「自己点検・評価報告書」及び「外部評価報告書（原案）」に対する意見及び講評並びに大学への提言を委員長に提出。
～2019年12月17日	各委員から提出された意見、講評及び提言に基づき、委員長により「外部評価報告書」作成。
2019年12月19日	外部評価委員会において、外部評価報告書承認。
2019年12月20日	新潟薬科大学大学評価室を通じて、「2019年度新潟薬科大学外部評価報告書」を学長に提出。

概 評

基準 1 理念・目的

1-1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

新潟薬科大学の理念は、新潟薬科大学学則第 1 条に、大学の目的は大学学則第 1 条 2 項に、大学院の目的は大学院学則第 2 条に以下の通り規定されている。理念に基づく人材育成については、大学学則第 5 条および大学院学則第 8 条に学部、研究科の教育研究上の目的として規定されており、新潟薬科大学の理念・目的と関連したものとして、適切に定められていると認められる。ただ、掲げられている理念・目的は多分に総花的な表現に留まっており、今後、18 歳人口の減少が見込まれている中で、他の大学と差別化される本学の個性や特徴をさらに際立たせる努力が期待される。

理念：生命の尊厳に基づき、薬学及び生命科学両分野を連携させた教育と研究を通して、人々の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献する高い専門性と豊かな人間性を有する有為な人材の育成とともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果の創出を本学の理念とする。

大学の目的：教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の精神にのっとり、前項の理念に沿った教育と研究を行うことを目的とする。

大学院の目的：本大学院は、薬学と生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類の福祉と文化の創造発展に寄与することを目的とする。

薬学部の目的：薬学部は、国民に信頼され、医療に貢献できる高度な薬学を修め、医療人たる崇高な倫理観と豊かな人間性をもち、地域における人々の健康増進や公衆衛生の向上に貢献するとともに医療の進展に資する研究心を有する薬剤師を育成することを目的とする。

応用生命科学部の目的：応用生命科学部は、食品、環境、健康などの分野において、生命科学を基盤とした教育研究活動を推進し、当該分野の基本的知識及び専門的知識を備え、国際的、地域的な課題解決に向けた応用力を発揮する有為な人材を育成することを目的とする。

(1) 応用生命科学科は、バイオ工学、環境科学及び食品科学に関わる生命現象の本質を分子レベルで解明し、その応用及び効果的な理科教育を図るための教育研究を通して、対象分野において必要となる知識及び能力を修得した研究者、技術者、次世代を育成する指導者等の専門人材を育成する。

(2) 生命産業創造学科は、食品、農環境等の生命産業に関する技術や素材の基礎知識を修得しながら、主として農学分野における経済学及び経営学を駆使することで、企画、開発、経営に優れた専門人材を育成する。

薬学研究科の目的：薬学研究科は、講義及び研究活動を通じて薬学分野における研究能力を培い、研究者及び医療薬学・臨床薬学分野における指導者を育成することを目的として、次の教育目標を定める。(1)創薬、薬物療法、保健衛生の分野において、自立できる研

究者としての能力を培う。(2)医療、環境、食品衛生や人類の健康増進に貢献できる人材としての素養を培う。(3)高度医療及びチーム医療を担うべく臨床能力に秀でた医療人としての素養を養う。

応用生命科学研究科の目的：応用生命科学研究科は、生命科学、食品科学、環境科学、薬科学、理科教育学の各分野における高度な研究能力を育成し、社会に貢献できる研究者、技術者、次世代を育成する教育者及び高度な専門性が求められる職業を担う人材を輩出することを目的とする。

1-2 大学の理念・目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的は、大学学則および大学院学則に規定され、それらは学生便覧で教職員及び学生などに明示するとともに、新潟薬科大学のホームページで社会に公表されている。また、ホームページの「理念・教育目標」に大学の理念・目的と各学部の目的は明瞭に示されており、社会への公表については、十分行われている。大学院についても、各研究科の目的は教育に係る3ポリシーとともにホームページで明確かつ適切に公表されている。

なお、大学院の目的が大学院学則に定められているだけで、ホームページなどで特段の公表が行われていないことについては、早急な手直しが期待される。また、学生に対する周知については、便覧に掲載する以上に特段の活動が行われていることは認められない。新潟薬科大学への愛着を醸成する観点、また、学習成果を確保する観点から、単なる公開に留まらず、ガイダンスや初年次教育などを通じて、大学の理念・目的がどのように教育課程に反映されているか、さらに、本学で学ぶ優位性を学生に意識させるための積極的な周知のための活動を行うことが期待される。

1-3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

「新潟薬科大学第3次中期目標・中期計画」(2018~2020年度、3ヶ年)を定めるとともに、「新潟薬科大学第3次中期目標・中期計画実行プラン」を策定して、組織、財政等の資源の裏付けをもって、理念・目的の達成に向けて、具体的に諸施策を遂行していることが認められる。中期計画・中期目標は比較的漠然としたものになりがちであるが、各年度の実行計画を含め細かく具体的に項目を設定し、各年度終了後に1年間の計画の達成度の報告を求め、大学評価室において評価し、運営会議を通じて全学に報告するなど、諸施策の実行管理を適切に行おうという配慮が認められ、優れているものと評価できる。なお、中期目標・中期計画は3年単位で策定実施されているが、中期目標・中期計画策定のガイドとなり得るもう少し長い期間を見通した計画の策定が望まれる。

基準1	1-1	1-2	1-3	総合評価
外部評価委員Ⅰ	A	A	A	A
外部評価委員Ⅱ	A	A	A	
外部評価委員Ⅲ	A	B	A	

基準 2 内部質保証

2-1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証の基盤となる自己点検・評価については、2018年度に「新潟薬科大学自己点検・評価規程」を制定し、これに基づき2019年度に実施する2018年度自己点検・評価の実施要領を定め、その中で運営会議、大学評価室（2018年度PDCA推進室）、IR室、全学自己点検・評価委員会、部局自己点検・評価委員会及び外部評価委員会の役割を明確にしている。

しかし、内部質保証のための全学的な方針の策定については、第3次中期目標・中期計画（2018～2020年度）に掲げ2018年度PDCA推進室において方針原案の作成に着手してはいるものの、制定に至っていない。2019年中に大学評価室において原案を作成し、運営会議に諮るとされているが、2020年度までの目標・計画の達成に向けて、2019年度中の早急な策定が望まれる。また、教育研究上の目的及び3つの方針を定期的に検証し、改善に繋げる仕組みの構築が期待される。

2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証推進組織は運営会議であり、新潟薬科大学運営会議規則に、運営会議の業務の一つに、内部質保証及びその推進に関することが規定されている。また、運営会議の内部質保証推進のための補完的組織として大学評価室を置き、新潟薬科大学大学評価室規則に、「大学評価室は、本学の教育研究の質保証及び向上を図るための恒常的・継続的マネジメントに資するために置く組織として、本学の各種方針に基づく諸活動の評価及び本学の内部質保証の推進に関する企画及び実施にあたり、適宜、運営会議に報告・提言を行うもの」と規定されている。

新潟薬科大学自己点検・評価規程では、自己点検・評価における大学評価室、各部局自己点検・評価委員会、全学自己点検・評価委員会等の役割を規定している。各自己点検・評価委員会の自己点検・評価結果を受けて、大学評価室は評価を行い、運営会議に結果を報告し、学長は、運営会議の検討を踏まえ、当該事項を所掌する副学長及び部局の長に対し改善を指示し、副学長及び部局の長は、速やかに改善に努めるものと規定している。また副学長は、新潟薬科大学副学長の担当業務に関する要項に定めるとおり、学部長、研究科長、施設長、センター長、室長及び委員長等に対し、必要な助言又は指導を行うものと規定しており、副学長の権限を示す根拠としている。

以上の通り、内部質保証は、運営会議を中核に大学評価室、各部局及び全学の自己点検・評価委員会の協働で行うものとされ、それぞれの機能的連携は規程などにより、定められていると認められる。

2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

内部質保証に関する方針と手続の一部が未整備であるため、これらに基づいた全学的な取り組みが十分行われているとは認めがたいが、内部質保証の基盤となる自己点検・評価活動については、自己点検・評価規程及び2018年度自己点検・評価実施要領に従い、2019年度から全学的に取り組みが進められていることは評価できる。

「各学部・研究科の3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上」を点検・評価

項目に含む各学部・研究科の行う自己点検・評価結果について、2019年度から、大学評価室が評価を行い、その結果を運営会議に報告し、運営会議の構成員である副学長、学部長及び研究科長が所管の委員会等に改善を指示し、改善活動の進捗管理や助言を行うしくみは整備されている。学部・研究科においても、相応の仕組みが整備されていることが認められる。

また、各部局の自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、2018年度に全学自己点検・評価委員会を設置し、あわせて既存のPDCA推進室を、学内第三者的立場で評価を行う大学評価室に改め、本学の点検・評価体制の強化を図っていることも意欲的な取組みである。

以上のように、2019年度から内部質保証にかかる学内各組織の役割を明確にして、自己点検・評価及び外部評価を承けて改善を進めていく体制の整備が精力的に行われていることが認められる。体制整備が具体的な改善にどのように繋がっていくかについて、今後に期待したい。

また、現時点で未設定の3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の定期的な検証がどの学部・研究科においても行われていないので、そのための全学的な基本方針を早急に定め、全学的な方針の下で、学生の学修成果の総括的評価を踏まえて、教育課程を改善していく仕組みの強化が図られることが望まれる。

2-4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学ホームページ大学案内の情報公表のページに「教育上の基礎的な情報」、「修学上の情報等」、「点検・評価」、「財務情報」等を掲載し、教員個人の研究業績もホームページ上で公表されている。各情報は、ホームページのトップページから容易に閲覧することができる。さらに、2016年度から、大学の基本的な情報を収載したハンドブック「数字でわかる新潟薬科大学 NUPALS FACTBOOK」を印刷体及び電子ブックで毎年公開しており、大学の状況が分かり易く示されている。以上から、大学の諸活動についての社会への説明責任は適切に果たされているものと認められる。

2-5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

全学的な自己点検・評価の仕組みについては、PDCA推進室が検討の中心となり、全学的な自己点検・評価制度を構築し、規程の制定及び実施要領を策定し、責任主体、権限、手続きなどを明確化し、改善・向上につなげている。その中で、内部質保証体制に関する点検項目5項目（14観点）について、全学自己点検・評価委員会が定期的に点検・評価する体制が整備されつつある。現時点では、定期的な点検・評価の仕組みが整備された段階であり、今後、この仕組みを適切に運用し、必要に応じた改善が図られていくことが期待される。

基準2	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	総合評価
外部評価委員Ⅰ	C	A	B	A	B	B
外部評価委員Ⅱ	C	A	B	A	B	
外部評価委員Ⅲ	C	B	B	A	B	

基準3 教育研究組織

3-1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮して、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成する努力が払われている。学部として、薬学部と応用生命科学部が置かれ、それらに基礎を置く大学院研究科が整備されている。2015年には、応用生命科学部に生命科学関連産業のビジネスを学ぶ生命産業創造学科を新設し、社会連携教育や国際市場を対象とした教育研究を進めるなど、新規の人材育成需要に応える教育組織の整備も進められている。また、産官学連携推進センター、高度薬剤師教育研究センター、教育連携推進センターを設置し、社会的要請に応えられる組織整備を行っている。さらに、新潟薬科大学ビジョンとして本学が掲げる「健康・自立社会の実現」（＝健康・自立）を目指し、研究専任の教員を複数配置した「健康・自立総合研究機構」及び「健康推進連携センター」を設置するなど、教育と研究の両面から組織の充実が図られている。

意欲的な組織整備が行われており、特に新しい生命産業創造学科の新設は、文理融合型の人材育成を目指す取組みで注目されるが、現時点で収容定員が満ちていないことは、残念な点である。今後の18歳人口の減少の中で、それらの教育研究組織が初期の目的を達していくために、受験生の希望に応えられるよう、さらなる努力、工夫が必要と思われる。

3-2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

定期的に全学的な点検・評価を行うために、「新潟薬科大学自己点検・評価規程」を制定し、学長を総括責任者とし、体制及び手順を定めて年度ごとの点検・評価を行っている。ただ、全学の教育研究組織の構成の適切性に関して、どのような観点で点検・評価が行われているかについては、必ずしも明確ではないので、大学の理念・目標達成のための教育研究組織編成の基本方針を定め、一定の基本方針の下で整備を進めることが重要である。2013年に学生支援総合センター、2014年に健康自立総合研究機構、健康推進連携センター、薬草・薬樹交流園、2015年に応用生命科学部生命産業創造学科、2016年に新津駅東キャンパス（新津まちなかキャンパス）、2018年に大学院応用生命科学研究科理科教職専修コースなど、積極的な教育研究組織整備が進められているが、それらについて、適切な評価に基づく前向きな改善・向上に向けた取組みが望まれる。

また、2019年4月から動き出した、学長と運営会議、およびその下の大学経営に直結した5つの室からなる、ガバナンス強化や本学の諸課題の解決に向けた体制整備が諸課題にスピーディな対応に寄与することが期待される。

基準3	3-1	3-2	総合評価
外部評価委員Ⅰ	A	B	B
外部評価委員Ⅱ	A	B	
外部評価委員Ⅲ	B	C	

基準 4 教育課程・学習成果

4-1 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した「学位授与方針」を定め、公表しているか。

薬学部、応用生命科学科、薬学研究科、応用生命科学研究科の学位授与の方針は、応用生命科学科において、“態度”にかかる成果が明示されていないものの、おおむね、大学の理念に基づいて設定された教育研究上の目的を踏まえ、課程修了時に修得すべき学修成果が明示され、当該学位にふさわしい内容となっていると認められる。また、それらは、媒体間で一部整合性のとれないものが公開されている部分もあるが、ホームページ、学生便覧及び履修ガイドなどで適切に公表されており、新学期のオリエンテーションなどで学生への周知も図られている。

4-2 学位授与方針に整合し、教育についての基本的な考え方を明示した「教育課程の編成・実施方針」を定め、公表しているか。

学士課程については、両学部とも、学位授与の方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針が明確かつ具体的に定められ、学生便覧などで適切に公表されていることが認められる。両学部において、アセスメントポリシーが定められていることは評価できるが、学位授与にかかる総括的な学修成果の把握に関する具体的方法を含めて公表されることが期待される。

研究科においても、教育課程の編成・実施方針は定められている。大学院の教育課程については、従来は、アドミッションポリシーのみの公表が義務づけられてきた。その中で、3ポリシーを明文化し公表していることは優れた点と評価できるが、令和2年4月には3つの方針の公表が法令化され義務づけられる状況も踏まえ、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との整合性については、さらなる改善を図り、3ポリシーを内部質保証との関係で機能的なものにしていく必要がある。

4-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

両学部において、カリキュラムポリシーに即した授業科目が配置され、それは、課程修了時の学習成果と各授業科目との関係を示すカリキュラムマップとしてその体系性が表現されている。カリキュラムマップは、わかりやすさなどの観点でいまだ改善の余地はあるものの、各科目の順次性及び体系性、並びに各科目が課程修了時のどの学習成果と関連しているかが示されており、教育課程の体系的な編成が担保されているものと認められる。なお、薬学部において、地域の人々の健康自立を支援する実践的科目が必修科目として設けられているのは優れた取組みである。また、薬学部で、推薦入試合格者への入学前スクーリングを実施し、応用生命科学部では入学後にスタディ・スキルを実施しているが、どちらも優れた方法なので、全学的に統一して実施することも検討の余地があるものと思われる。

一方、研究科については、カリキュラムマップが未整備で、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性、一貫性、さらにそれらと授業科目配置の関係は必ずしも明瞭でなく、両方針を踏まえた体系的かつ順次的な授業科目配置について改善を図る必要がある。なお、薬学研究科において、研究科の枠を超えて応用生命科学特殊講義を選択できるようになっていることは、

医療に限らず環境や食品衛生に貢献できる人材の育成という教育研究上の目的と合致しており、優れた取組みと言える。

4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

単位の設定については、単位制度の趣旨に則り、講義・演習科目では15～30時間、実験・実習科目では30～45時間の授業を含む45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを学則第33条に定めている。また、大学院においては、大学院学則29条で学則を準用することを定めている。ただ、CAP制については、薬学部においては規則で定めず各学年で履修できる科目数を実質的に制限しているとされるが、その詳細は明らかではない。また、応用生命科学部では定められているものの、現行の制限は応用生命科学科で49単位、生命産業創造学科では48単位となっており、単位の実質化の観点からは、見直しが必要である。

シラバスには、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準が明示され、本学ポータルサイト（Cyber-NUPALS）上で学生に公開されている。薬学部で、授業内容が授業実施記録としてCyber-NUPALSに記載され、学生に公開されているのは、シラバスに即した授業の実施を担保する仕組みとして優れた取組みであり、薬学部における成果を踏まえて、応用生命科学部においても導入が期待される。大学院においてもシラバスは整備されているが、シラバスに即した授業の実施を担保する何らかの仕組みを導入することが望ましい。

授業方式は、両学部において、講義・演習・実習・SGD・討論・発表・PBL・フィールドワークなど授業に適した方式が採用されており、学生の主体的な学びを促す相応の工夫が取り入れられていることが認められるが、学生の学修成果を踏まえて、さらなる充実が期待される。

履修指導については、薬学部においてはオリエンテーションに加えて、定期試験の成績開示時にアドバイザー教員が担当学生に個別指導を行う機会を設けているが、応用生命科学部においてはオリエンテーション時の履修指導についてのみ記述されており、成績開示時における適切な履修指導には言及されていない。成績開示時は、次学期での履修を考える観点で重要な時期とも言えるので、必要に応じ適切な対応が望まれる。

なお、各学部・研究科における教育の実施に係る全学的な内部質保証の仕組みについて、充実が期待される。

以上、一部さらなる充実が期待される場所も見受けられるが、学部における授業の実施については、きめ細かい努力が払われていると評価できる。

4-5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

各科目の担当者がシラバスに記載している成績評価方法・基準に基づき、厳正に成績評価を行っている。100点を満点として算出した評価点に基づき、秀（90点以上）・優（80～89点）・良（70～79点）・可（60～69点）・不可（60点未満）の5種としており、秀・優・良・可の成績を修めたものに対して単位を認定し、不可の場合は不合格となる。ただ、成績評価（秀・優・良・可）の基準について、全学的に定められたものが見当たらないので、それを早急に定めることが求められる。

学生による成績評価の異議申し立てについては、担当教員の裁量を越えた制度の整備と着実な

運用体制の確認が求められる。

卒業・修了判定については、現行規程に則して適切な手順で行われていると認められる。薬学部においては卒業研究の評価にルーブリックを導入、さらにアセスメントポリシーを定めて、進級、卒業の判定の厳格さの担保を図っていることは優れた取組みである。応用生命科学部や各研究科においても同様の取組みが期待される。

4-6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握し評価しているか。

薬学部において、アセスメントポリシーを定め、卒業研究をはじめとする総括的な授業において、ルーブリックなどを導入して厳密な評価に向けた取組みが行われていることは十分評価できるものである。ただ、ディプロマポリシーに即した卒業の総括的評価について、現行のアセスメントポリシーにはやや曖昧な部分が認められる。現在薬学部で検討されている指標導入、また、応用生命科学部における同様の仕組みの整備については加速が望まれる。また、大学院についても、学位論文審査は厳密に行われていることが窺えるが、加えて、ディプロマポリシーに即した学習成果の測定に基づく総括的評価の仕組みの早急な整備が求められる。

4-7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

各学部・研究科において、教務委員会あるいは自己点検・評価委員会において、定期的な点検・評価を行う体制整備が行われていることは認められる。特に、2018年度に制定された全学的な自己点検・評価の中で、学部・研究科の自己点検・評価項目として教育課程の適切性に関する点検項目を設けており、自己点検・評価委員会が点検・評価を実施する体制の整備が進められていることは前向きな取組みであり、現在進行中のその整備の完成が期待される。

ただ、全学的観点から、卒業生に対する社会からの評価、あるいは卒業生による評価などを踏まえて、3ポリシーそのものの見直しを含む教育課程及び内容、方法の適切性についての総括的な点検・評価体制の構築が期待される。

基準4	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6	4-7	総合評価
外部評価委員Ⅰ	A	B	B	A	B	C	B	B
外部評価委員Ⅱ	A	B	B	A	A	C	B	
外部評価委員Ⅲ	A	B	A	A	A	C	B	

基準5 学生の受け入れ

5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部・研究科において、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との整合性に配慮し、学生に求める資質や意欲、入学前に修得が望まれる知識・能力が、入学者受入の方針として設定され、ホームページおよび学生募集要項などを通じて公表している。

学部については、試験区分ごとに、高等学校各教科・科目全般について修得することなどの具体的な基礎学力を身に付けておくことが入学者受け入れ方針として明示されているが、「入学前に修得が望まれる知識・能力」の3つの能力について、具体的な教科や科目名が示されておらず、基礎学力をどのような基準で判定するのかについては明示されていないので、改善が必要である。

研究科においても、学生募集要項の出願資格に、入学前の学習歴と学力水準を記載することとしており、また、募集要項の冒頭には、入学者受入の方針を掲げ、能力等の求める学生像、並びに入学希望者に求める水準等を示し、選抜方法等と試験内容に判定方法を明示している。ただ、入学者に求める水準などの判定方法については明示されていないので、改善を進める必要がある。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者受入の方針に基づき、入学希望者の資質や意欲は面接ならびに出願書類等を用いて、また、入学前に修得が望まれる知識・能力は基礎学力調査または学力検査などを用いて選抜を行っていることが認められる。また、入学希望者の資質や意欲については測ることができていないという認識の下で、2020年度大学入試改革に沿った2021年度入試実施に向けて選抜方法などの見直しが進められていることは前向きな取組みと評価できる。

学長のリーダーシップの下、過去の入試ミスを踏まえて、「新潟薬科大学における入試に関する検討委員会」を発足させ、「新潟薬科大学入学者選抜規程」及び「新潟薬科大学入学者選抜規程実施細則」を改正し、入学者選抜実施の組織体制を整備、さらに、「入試作問業務の適正運用に資する指針（ガイドライン）」の改正、「入試専門委員等に関する申合せ」の策定とともに、規定に沿った作業フローとチェックリストも整備し、毎年度これを見直していることは、優れた取組みと評価できる。

入学者選抜の結果、受け入れ方針に沿った学生を受け入れることができているかどうかの検証について、自己点検・評価報告書での記述は、入試方法(評価)の客観性が担保されているかどうかの記述に留まっている。この課題は、様々な観点から考えて困難な課題であることは理解できるが、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに繋がるアドミッションポリシーの適切性という観点で、一定程度の検証が必要である。入学前の準備教育や初年度に行われているプレイスメントテストなどの結果と、各入試区分や入試科目との関連性を検討し、学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜が行われているかどうかを点検することが必要である。

5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2019年度入学試験の実績の入学定員充足率が、薬学部 73.3%、応用生命科学部応用生命科学

科 79%、生命産業創造学科 45%、また、収容定員充足率(2018 年度)は、薬学部 89%、応用生命科学部応用生命科学科 91%、生命産業創造学科 66%となっており、学部全体の収容定員充足率は漸減傾向にある。また、大学院についても、博士前期課程については、収容定員を上回っているものの、博士後期課程については大幅に下回っている。この状況は、現時点では財務状況の悪化に直接繋がっていないようであるが、自己評価として記されているとおり、早急な改善が望まれる状況であると言える。

県外出身者サポート制度、推薦入試「薬学入門講座」、AO 入試枠の設定、広報活動の改善などが進められるなど、一定の努力が行われていることは認められるが、薬学部で検討されているという収容定員の見直しも含めた適切な対策の検討・実施が望まれる。さらに、今後の 18 歳人口の減少も踏まえて、大学の魅力向上に努めるとともに、入学者選抜における公正性、さらに今日の高次接続改革の方向性に配慮しながら、新たな入試制度の導入の可能性を積極的に検討するなど、定員充足へのさらなる努力を行うことが望まれる。

5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価する仕組みが 2018 年に全学的な自己点検・評価制度の中で自己点検・評価項目として設定され、2019 年度に各部局の自己点検・評価委員会で点検・評価する体制の整備が行われたところであり、その実績については、今後の課題となっている。

基準5	5-1	5-2	5-3	5-4	総合評価
外部評価委員Ⅰ	B	A	C	C	B
外部評価委員Ⅱ	A	B	C	B	
外部評価委員Ⅲ	B	A	C	C	

基準6 教員・教員組織

6-1 大学の理念・目的に基づき、各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教職員の行動規範、教員の選考手順や選考基準については、「学校法人新潟科学技術学園服務規程」や「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」に明文化されているが、教員組織を教育課程の構成に即して編成しているものの、その編成方針について明文化されたものはない。したがって、教員組織における各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化などの教員組織の編成に関する方針を早急に策定して、学内で共有を図る必要がある。

6-2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

薬学部（学生収容定員 1080 名）の設置基準上必要な教員数は 33 名（教授 17 名）であるのに対して、現員は 40 名（教授 20 名）、応用生命科学部（学生収容定員 720 名：480 名+240 名）の設置基準上必要教員数は 18 名（10 名（教授 5 名）+8 名（教授 4 名））であり、現員は 33 名（25 名（教授 14 名）+8 名（教授 4 名））なので、学部における設置基準教員数は満たしている。また、薬学研究科の設置基準上の必要教員数は 15 名であるのに対して、現員は 26 名（教授 17 名）、応用生命科学研究科は設置基準教員数 8 名に対して、現員が 24 名（教授 14 名）で、どちらも教育研究上必要な教員数を満たしている。

薬学部で開講されている授業科目の 95.1%、応用生命科学部開講科目の 89%を専任教員が担当しており、カリキュラムにおいて重要と位置付けられる授業科目は、専任教員が担当していることが認められる。応用生命学部の生命産業創造学科の専任教員数は設置基準教員数ぎりぎりであり、その結果、他と比較して専任教員担当率が低いことが認められることから、適切な対応が望まれる。

教員の年齢構成は概ね均衡していると認められるが、外国人教員は在籍しておらず、若手（40 歳未満）、女性教員比率がやや低いので、今後、教員の多様性確保に留意することが期待される。

なお、薬学部において、学生 10 名に対して 1 名の教員の配置を努力課題としているが、現状は 27 名の学生に対して 1 名という状況にあり、かなり遠い努力課題となっている。大学全体の財務状況を踏まえながら、努力課題の達成に向けた早急な改善が期待される。

6-3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の各職位の募集、採用、昇任に関する基準、手続き等の事項をまとめたものとして、「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」が、さらに大学院の担当については、「新潟薬科大学大学院担当教員の選考に関する規則」が整備され、具体的な教員の募集、採用、昇任等は、学長の下に教育職員候補者推薦委員会を設置し、資格審査委員会の答申を受けて、学長が選考している。「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」には選考手順が示されているが、大学設置基準が職位基準とされている。大学設置基準は、職位に関してはかなり曖昧な基準であることから、公正性確保の観点から、各職位に係る一定程度具体的な基準の設定が望まれる。

6-4 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

各学部、研究科にFD委員会(推進室)を設け、部局単独、あるいは他学部や学生支援総合センターなどと連携して、研修の機会が設けられている。授業改善、卒業研究の指導・評価、コーチング等をテーマに、講演、演習、ワークショップ等多様な形式により、教員の教育能力向上や授業改善につなげる研修を行ってきている。さらに、各教員が、公益社団法人私立大学情報教育協会がオンデマンド配信する、講演・発表のデジタルアーカイブのコンテンツから自由に選択して視聴できる環境も整備している。

薬学部ではFDに助手以上の教員が年1回以上参加しているが、応用生命科学部では教授の11.1%、助教の16.7%、助手の25%がFDに参加していない。FDへの参加が義務化されていることを踏まえ、改善が必要である。

教員の教育研究上の業績等は一般に公表されており、ホームページ上で閲覧できるが、必ずしも100%の教員が公表するに至っていないので、公表の義務化の徹底に向けて、組織的な指針を設定することが期待される。また、教員の活動状況に係る評価が行われており、評価結果は各教員に開示されているほか、活動状況が低い教員については、年度末に行う学部長・副学部長との面談の際に個別指導が行われている。今後、評価結果を処遇に反映させるなど、組織的な活用の方策を進めることが期待される。

6-5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

各部局の将来計画委員会での議論に基づき教員の募集・昇任を行い、教員組織の適切性を考慮した人事計画を行っている。さらに2018年度に新たに制定された全学的な自己点検・評価制度の中で、部局の自己点検・評価項目として教員組織の適切性に関する点検項目を設け、2019年度以降は自己点検評価委員会が点検・評価を実施することとなった。この制度が旨く活用されることが期待される。

基準6	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	総合評価
外部評価委員Ⅰ	C	A	B	B	B	B
外部評価委員Ⅱ	C	A	B	B	B	
外部評価委員Ⅲ	C	B	A	B	B	

基準 7 学生支援

7-1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

2018年11月20日付けで、キャンパスの学修環境充実、相談体制の充実、修学支援体制の充実、就職・進学支援、課外活動の支援、障がいのある学生への配慮の6項で構成される「学生支援に関する方針」を学長裁定により制定しており、学生支援総合センターホームページに掲載し、教職員及び学生に周知している。したがって、学生支援に関する大学としての方針は明示され、学内関係者に共有されていると判断できる。

7-2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

方針に基づき、学生支援総合センターに、学生支援部門、学生相談部門、学修支援部門、キャリア支援部門の4部門を置き、学生相談部門には、「健康相談ルーム」及び「学生相談ルーム」、学修支援部門には「学修サポート室」、キャリア支援部門には「キャリア支援室」と、部門ごとに支援実施を担当する室を置いて、以下の支援を行っている。

- ・学生の能力に応じた学修支援については、学修サポート室を窓口学修チューター制度、リメディアル教育の利用を紹介して、学力向上の支援を行っており、2018年度のチューター制度の利用者は22名(延べ204名)、学修サポート室の利用者は36名(延べ63名)だった。
- ・修学継続に困難を抱える学生については、学部の学生委員会が常に把握しており、成績不振の学生、留年者と休学者については、アドバイザーが対応しているが、未だ不十分な状況にある。
- ・障がいのある学生への支援については、配慮希望調査を行い必要に応じて学生支援総合センター学生支援部門で面談を行い、配慮を決定している。2018年度に配慮を受けた学生は全学で24名であった。
- ・留学生への学修支援は2019年度から学生支援センターに留学生支援部門を設置したところで、実績はこれからという状況である。
- ・学生に対する経済支援については、災害等による経済的困窮者に対する学費減免制度、卒業生子女等学費減免制度、新潟薬科大学奨学金制度、新潟県外出身者サポートなど複数の奨学金制度を整備している。
- ・学生の心身の健康、保健衛生に関する指導、相談は、「健康相談ルーム」、「学生相談ルーム」を設置して対応しており、2018年度にはそれぞれ65人、367人(いずれも延べ人数)が各ルームを利用している。
- ・ハラスメント防止に関しては、2019年度から相談員を2名増員し、学部教員各2名、学生支援総合センター教員2名、保健師1名、事務職員2名の全9名(男性3名、女性6名)と相談窓口を広げ、学生が相談しやすい体制の整備に努めている。
- ・学生の進路選択に関わる支援については、キャリア支援室が学部のキャリア支援委員会と連携してガイダンス等を実施している。また、キャリア支援室の専門の資格をもつ相談員が、業界の特色、各企業の募集状況などの情報提供や、履歴書の書き方・面接指導などマンツーマン

マンでのサポートを行っている。

・正課外活動の支援については、月1回程度開催される学友会協議会（原則サークルの部長は全員参加、2018年度平均出席率74.6%）などで意見交換を行っている。

その他、学生の意見を教育や学生生活に反映するため「ひとことボックス」を設置し、学生支援総合センターで対応している。学生の意見から、スクールバスの増便が実現している。「ひとことボックス」や各種の学生アンケートなどを通して得られる学生からの意見に対して、大学が何をしているかを学生に具体的に示すことは、より良質な意見を発掘し、実質的な改善を進めるためにも重要なことである。

学生が安全かつ安心して学習に専念できるために、入学時に学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償保険への加入を義務づけている。また、安全教育は各授業担当者が授業内で実験実習時の安全教育を行っている他、薬学部4年生及び応用生命科学部3年生を対象に、防災安全委員会による講習を受講させている。

以上に加え、近年頻発する災害から学生を守るために、危機対応マニュアルを「防災安全カード」の形で学生に周知していることは優れた取組みと評価できる。

7-3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生相談部門では学生への対応の適切性について、定期的に打合せを行い、情報共有を図っているが、他の部門では特段の活動は行われておらず、改善・向上に繋げる取組みとしては、不十分であり、早急な改善が望まれる。

学生支援全般については、学生支援の全学的方針を定め、学生支援総合センターの部門制を整え、その下に室を配置して、それらを中心に学部と連携して学生に対応する体制整備が行われていることが認められる。その中で「不測の事態における登校禁止措置等の判断基準」の策定や「防災安全カードの作成」など優れた取組みも認められる。しかし、ハラスメント防止等についても、規程は定められているものの現実への対応のフローは未整備で、事例発生を待つのではなく、現実に対応可能なマニュアルなどの整備が期待される。学生支援の課題は、多様な学生の個別のニーズに対応する様相が大きいので、学生支援総合センターの各部門などで細かな点検・評価を行い、それを改善に繋げていく取組みの強化が重要である。

基準7	7-1	7-2	7-3	総合評価
外部評価委員Ⅰ	A	A	C	B
外部評価委員Ⅱ	A	B	C	
外部評価委員Ⅲ	A	A	C	

基準 8 教育研究等環境

8-1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

大学運営分野における第3次中期目標として、「4-1 本学の掲げる理念・目的やビジョンの実現に向けて、学長のリーダーシップの下、教職員が高い士気と一体感を持って活動できる環境を整備する。」及び「4-3 ハラスメント等の人権侵害の防止体制の強化を図る。」を掲げている。中期目標に即して、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定・周知することを2018年度の実行プランとしているが、未だその策定には至っていない。「方針」の策定周知に係る実行プランの目標年度を改めて検討し、2020年度までに間に合うよう早急な「方針」の策定・周知が望まれる。

8-2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」の策定には至っていないが、中期目標に即した施策が一定程度講じられていることが認められる。ただ、ハラスメント等の人権侵害の防止や教職員に対する情報倫理の確立など、今日の大学環境の中で重要なポイントの整備が遅れていることは気になる点であり、そのような項目を含め「方針」を定めて、実効的な対応が行われることが期待される。

8-3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には約57,000冊の図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（電子ブック、電子ジャーナル、データベース）を所蔵し、本学の教育・研究全分野にわたる資料と情報を提供しており、学内LANを通じて各研究室、図書館内にある端末から利用可能となっている。国立情報学研究所（NII）を通じた全国の図書館との相互協力体制、日本薬学図書館協議会を通じた薬学系他館とのネットワークを整備し、日本図書館協会、私立大学図書館協会、国立国会図書館の図書館間貸出制度に加盟して、大学図書館として必要な情報を入手する環境が整えられている。

電子ジャーナルについては、教員に対するアンケートに基づいて、契約する電子ジャーナルの調整を行っており、より利用者ニーズに合った電子ジャーナルの整備が図られている。

図書館については、近年、多くの大学図書館で整備されているラーニングコモンズの整備に触れていないなど、さらなる改善は必要と思われるが、開館時間は本館（新津キャンパス）が平日8:45～21:30、土曜日9:10～16:30、APPライブラリ（新津駅東キャンパス）が平日9:00～21:00であり、学生の授業がない時間帯や、テスト期間の土日開館にも対応しており、ベテランの司書資格を有する専門職員を2名配置し、利用者のリファレンス機能に対応する体制整備にも意が用いられている。

以上から、図書館、学術情報サービスについては一定の体制が整備され、機能していると認められる。

8-4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

経営上の観点から研究者一人あたりの研究費の配分が困難になりつつあることから、外部資金獲得を支援する体制の整備を進めるとともに、競争的資金獲得のインセンティブとして学内特別研究費の設定が検討されている。また、授業や管理運営業務により研究時間が圧迫されている状況に対する対応が課題となっている。必要に応じてTA・RAの支援が受けられる体制は整えられている。

研究推進に関する施策は一部実施されているものの、全体的には限定的と言わざるを得ず、研究推進についての基本方針を早急に策定して、方針に則った戦略的な体制整備が望まれる。

8-5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

新潟薬科大学における研究者の行動規範を定め、研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程、公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程、倫理審査委員会規程が整備されている。また、研究倫理教育やコンプライアンス教育の研修会を定期的実施し、研究倫理教育のE-learningの受講を大学院生及び教員全員に義務化しており、周知が図られている。また、卒業研究を行う学部生には、不正防止のためのハンドブックを作成し配布している。また、人を対象とした医学系研究等について審査するため、学外の専門家等も含めた倫理審査委員会を設置している。以上のように、研究倫理や研究活動の不正防止については適切な施策が行われていることが認められる。

8-6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

2018年度に全学的な自己点検評価制度を整備し、2019年度から自己点検・評価を実施しており、現時点で改善・向上の取組みの成果を問うことはできないが、今後が期待される。

基準8	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	8-6	総合評価
外部評価委員Ⅰ	C	B	A	C	A	B	B
外部評価委員Ⅱ	C	A	A	B	A	B	
外部評価委員Ⅲ	C	A	A	B	A	C	

基準 9 社会連携・社会貢献

9-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的を踏まえ、「新潟薬科大学第3次中期目標・中期計画」に則って、“大学ビジョン”を基にした「社会連携・社会貢献に関する方針」を2019年3月に定めている。その中で、①「貢献力」を培う教育研究活動を全学的に推進し、②活動の対象は国内外にわたる社会全般とし、③学外組織と連携・協力して健康社会の実現に貢献するとともに、地域に開かれた大学として双方の発展を目指す、としている。この方針は、学長から全教員にメールで配信され、全学で共有が図られていることが認められる。すでに多彩な社会連携活動が展開されているが、方針策定が今後の活動に方向性を与え、さらなる発展が期待される。

9-2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「社会連携・社会貢献に関する方針」に則って、教育連携推進センター、産官学連携推進センター、健康自立推進センター、地域連携推進室などでは、他大学や高等学校等と連携した社会教育活動、銀行やJST、NEDOとの共催の産官学金の連携活動を行っている。

大学が立地する秋葉区では、自治体、商工会議所、商店街と連携する「新潟薬科大学との連携によるまちなか活性化実行委員会」が、地域の活性化事業に取り組んでおり、隣接する田上町には、「新潟薬科大学・田上町連携協議会」「田上町健康づくり推進協議会」「田上町重点道の駅整備推進協議会」に委員を派遣して、活動を行っている。新潟県の主要産業である農林水産業に関しては、県産農産物の付加価値向上に関する研究開発を実施するとともに、農林水産省「知」の集積と活用場「産学官連携協議会」に加盟するとともに、研究開発に取り組むいくつかの研究開発プラットフォームに加盟しており、組織、分野、地域等の垣根を超えた情報収集・交流を行っている。

薬学領域においては、公益財団法人薬剤師認定制度認証機構（CPC）の機関認証を受け、薬剤師の生涯研修実施機関として、新潟県をはじめ、近隣県で「薬剤師生涯教育講座」を開催して、医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上を通じて地域医療への貢献に努めている。

国際交流の活性化のために「新潟薬科大学国際化ビジョン」を制定するとともに、「外国人留学生の受入れに関する方針」、「教員の海外研修の方針」及び「海外留学に関する危機管理マニュアル」の案を策定し、体制整備に努めている。具体的活動としては、マサチューセッツ薬科大学から学生・教職員を受け入れたほか、西シドニー大学（短期語学研修）へ学生・教員を派遣した。また、タイ・ランシット大学や韓国・国立忠南大学校との学生・教職員の交流、外国人留学生（研究生、ルーマニア）及び特定研究員（中国）の受入れを行っている。さらに、留学生受入体制の強化策としては、学生支援総合センターに「留学生支援部門」を設置している。

以上から、社会連携、社会貢献については、地元から海外まで、また、専門業務を担う薬剤師へのサポートから一般市民までを視野に入れ、多彩で精力的な活動が展開されており、優れた実績を挙げていると評価できる。今後のさらなる展開、とりわけ国際交流の観点からのさらなる活性化が期待される。

9-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

地域連携推進室が関与する「まちなか活性化実行委員会」では、年3回の全体会議で活動の報告と評価・確認が行われているが、それ以外では、全体の取組みを適切なプロセスで定期的に点検・評価する仕組みが整備されたところであり、今後の効果的な取組みが期待される。

基準9	9-1	9-2	9-3	総合評価
外部評価委員Ⅰ	A	S	B	A
外部評価委員Ⅱ	A	A	C	
外部評価委員Ⅲ	A	S	B	

基準 10-1 大学運営

10-1-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「新潟薬科大学における内部質保証体制の整備について（総括書）」と関係規則が 2019 年 4 月に制定され、全教職員に共有されている。今後、この内容を基礎として、より具体的な「大学運営に関する方針」を制定することが計画されているが、可及的速やかに「方針」を策定し、一定の方針に則った戦略的かつ計画的な大学運営が実現することが期待される。

10-1-2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

新潟薬科大学は、学校法人新潟科学技術学園の中の一大学として存在しており、意思決定プロセスは学校法人新潟科学技術学園寄付行為および新潟薬科大学学則ほかの諸規程に基づいている。本法人の代表者は理事長であり、経営に関する最終的な意思決定は理事会においてなされている。学長は大学における教育研究活動の責任を負う教学側の長であり、理事でもある。

「学校法人新潟科学技術学園新潟薬科大学学長選任規程」及び「学校法人新潟科学技術学園新潟薬科大学学長候補者選考等委員会規程」で、学長の選任方法は定められており、その権限は、「新潟薬科大学学則」で「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明確に示されている。また、「新潟薬科大学学長決裁規程」及び「新潟薬科大学文書の名義に関する規程」において、事項別に学長の意思決定について規定するなど、適切な職務執行がなされる体制が整備されている。

「新潟薬科大学副学長に関する規程」に基づき、学長が副学長を選任することとなっており、学部長は「新潟薬科大学学部長選考規程」及び「新潟薬科大学学部長選考規程施行細則」に基づき、理事長が任命するとされている。副学長の担当業務は、「2019 年度新潟薬科大学副学長の担当業務に関する要項」に明示され、権限については、「新潟薬科大学学則」に明示されている。

教授会の役割は、「新潟薬科大学学則」で「学校教育法に規定するもの」とするとともに、「新潟薬科大学教授会通則」で、「学長が決定する次の事項（学生の入学、卒業など）について審議し、学長に意見を述べるものとする。」としているなど、学長の権限と教授会の役割の明確化が図られている。

以上から、理事長、学長、副学長、学部長の選任方法と役割は明確に定められており、適切な大学運営がなされているものと認められる。

なお、危機管理については 学園全体の「危機管理マニュアル」に基づき、学長を最高責任者とした危機管理体制が整備されているが、大学版の危機管理マニュアルは未整備であり 2019 年度中の整備と、実践的な訓練などの実施が望まれる。

10-1-3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、運営会議の下の「予算 WG」が作成した予算要求の基本方針の内容を踏まえ、各予算単位責任者が作成した予算申請書を集計し、調整後、運営会議、各学部将来計画委員会、教育研究評議会を経て、学長が要求案を決定し、理事会に提出、理事会において予算が決

定される。

予算執行については、新潟科学技術学園経理規程第 34 条から第 39 条及び新潟科学技術学園予算管理細則において権限と責任及びプロセスを規定しており、加えて大学独自のルールとなる「研究関連予算支出確認表」により研究費の種別ごとの支出の可否を明確に定めている。また、大学事務部学事課等の予算管理システム (Dr. Budget) の閲覧権限を付与された職員がモニタリングし、毎月の学長及び事務部長による予算執行状況一覧表による定期的な点検を行っている。以上、予算編成と執行は適切に行われていると認められる。

10-1-4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「学校法人新潟科学技術学園事務組織規程」に基づき事務組織が編成されている。法人に理事長室、監事室、財務部（企画総務課・経理課）及び IR 推進室を、大学に事務部を置き、学事課、教務課、学生支援課、キャリア支援課、入試課、基盤整備課のほか、IR 事務室、図書館事務室、新津駅東キャンパス事務室を設置し、大学の運営や教育研究活動の支援に必要な事務組織を適切に分担している。

職員の人事は、「服務規程」及び「事務職員の人事等に関する基本方針」に基づき取り扱われ、人事異動や昇任については内規が整備されている。

業務内容の多様化、専門化に対応するために、必要に応じて、専門的な知識及び技能を有する職員（例：キャリア支援室のキャリアコンサルティング技能士及び産業カウンセラーの資格を有する職員）を配置している。

ほぼ全ての全学委員会等、並びに各学部・研究科の将来計画委員会及び教務委員会等に、職員が構成員として参画し、教員との緊密な連携の下に政策提案等を行うなど、教学運営その他の大学運営において、教員と職員の協働体制が構築されている。

10-1-5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、「新潟薬科大学スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を制定し、SD 活動を組織的に実施している。

また、学園の「事務職員人事評価制度」及び「事務職員人事評価に係る定期昇給区分及び期末手当支給区分取扱基準」が制定されており、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善が行われている。さらに、新潟薬科大学事務部職員については、「新潟薬科大学事務部組織目標」を踏まえて目標設定を行うことで、業務に関する専門知識の修得、スキル及びモチベーションの向上につなげている。

以上、事務職員、および教員の意欲及び資質向上を図る取組みは相応に行われていると認められる。

10-1-6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

「寄附行為」及び学園の「監事監査規程」に基づき、監事の職務、義務及び権限を定め、監事

監査補助者（監事室長）の補助を受け、監査法人（公認会計士）と連携し、適正な監査が行われている。また、毎年度初めの監事監査計画の策定、中間監査及び期末監査、並びに関係役員を対象とした面談の実施など、業務監査項目（重点課題）を定めるなどして、実効性の高い監査が行われていると認められる。

なお、大学運営の改善・向上のための点検・評価の観点では、監事監査とは別に、大学全体の運営に関する内部質保証の取組みが重要となる。そのような取組みは、別途行われていると思われるが、本項目においても、その観点からの自己点検・評価の実施が望まれる。

基準10-1	10-1-1	10-1-2	10-1-3	10-1-4	10-1-5	10-1-6	総合評価
外部評価委員Ⅰ	B	A	A	A	A	B	A
外部評価委員Ⅱ	C	B	B	A	A	A	
外部評価委員Ⅲ	B	A	A	A	A	A	

基準 10-2 財務

10-2-1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

学園内の3校（新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校）統合計画が遅れていることから、大きな財政支出を伴う事業計画が立てられず、中・長期の財政計画が策定されていない。また、大学の財務関係比率に関する独自の指標又は目標の設定もないまま、日本私立学校振興・共済事業団が示す指標を参考にした財政運営が行われている。その結果、毎年度の当初予算編成は緊縮型のものとなっている。現在、本大学に限らず日本の大学が曝されている困難な環境に前向きに立ち向かうためにも、公認会計士等の専門家の意見を参考にするなど、早急な中・長期の財政計画の策定は必須であると思われる。

10-2-2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

学園は現在、借入金のない健全経営を行っており、教育研究水準を維持していくための安定的な財務基盤は確保されていると言える。少子高齢化に伴う近年の入学定員未充足の状態が続けば財務基盤が不安定になることから、予算の選択と集中、学生募集活動の強化、経費の節減などの活動が行われている。健全経営が緊縮型の運営だけで維持されているのであるとすると、今日の大学が置かれている厳しい状況に立ち向かう前向きな施策実行の観点からは、課題が残ることになる。

授業料収入への過度の依存を避ける観点から、外部資金の受入れを推進取組みとして、事務部基盤整備課に研究支援担当者を配置し、研究委員会及び産官学連携推進センターとも連携して、積極的な対応が行われており、その結果、一定水準の外部資金は確保されているように見える。しかし、現時点の科学研究費などの獲得額は必ずしも十分とは言えない状況にあり、充足した科学研究費が得られるようさらなる獲得への努力が期待される。大学としての長期的な計画の策定、中長期的な財政計画の策定は急務であると考えられる。

基準10-2	10-2-1	10-2-2	総合評価
外部評価委員Ⅰ	C	B	B
外部評価委員Ⅱ	C	B	
外部評価委員Ⅲ	C	B	

